



令和3年分所得税の申告・納税
期限は3月15日(火)です!

確定申告の疑問Q&A

知つてゐるようで知らない確定申告の疑問について、基本的事項から最新情報まで、初級編～上級編に分けてご説明します。



1 初級編

Q1 居住者の納税地はどこですか？

A1 日本国内に住所がある人は、住所地が納税地です。事業所を納税地とすることもできますが、その場合、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を住所地の所轄税務署に提出しなければなりません。

Q2 遺族年金も課税されますか？

A2 通常の公的年金は雑所得として課税されますが、遺族年金は非課税です。

Q3 雇用保険の失業給付（いわゆる失業保険）も課税されますか？

A3 雇用保険の失業給付は非課税です。

Q4 令和3年5月に開業しましたが、令和3年分を青色申告にすることはできませんか？

A4 開業から2か月以内に「青色申告承認申請書」を税務署に提出していれば青色申告となります。提出期限を過ぎてしまった場合は白色申告となります。令和4年分から青色申告とするためには、令和4年3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出します。

Q5 父の年金から控除されている介護保険料等を 息子の社会保険料控除の対象にすることはできますか？

A5 介護保険料等を負担しているのは父であり、息子が負担しているわけではありませんので、控除の対象にはなりません。

Q6 事業を営んでいる者ですが、確定申告と住民税申告はどちらもしなければなりませんか？

A6 所得税の確定申告書を提出すると、その提出日に住民税の申告書を提出したものとみなされますので、住民税の申告書を提出する必要はありません。

Q7 給与所得者ですが、雑所得が15万円ほどあります。給与以外の所得が20万円以下の場合は確定申告が不要と聞きましたが住民税はどうなりますか？

A7 所得税の確定申告では、給与以外の所得が20万円以下で申告不要とされた場合であっても、住民税申告を行う必要があります。

2 中級編

Q8 ネットオークションで生活用品を売ったら儲かりました。申告が必要ですか?

A8 生活に必要な資産(家財道具、衣類など)の譲渡は非課税です。しかし、30万円を超える貴金属や書画骨董など生活に通常必要でない動産の譲渡は譲渡所得となります。継続的に譲渡している場合はその動産が棚卸資産とみなされ、事業所得や雑所得として課税されることがあります。

Q9 自家用車で病院に通院していますが、ガソリン代や駐車料金は医療費控除の対象になりますか?

A9 ガソリン代、駐車料金、高速道路の通行料などは医療費控除の対象となりません。通常必要な電車賃やバス賃は医療費控除の対象となります。

Q10 シルバー人材センターから報酬120万円を受け取りましたが、申告が必要ですか?

A10 シルバー人材センターから受け取った報酬は雑所得として申告します。室内労働者等の必要経費の特例の適用が受けられますから、必要経費として55万円まで認められます。

Q11 医療費の領収書袋は税務署でもらえなくなったのですか?

A11 平成29年税制改正により、「医療費控除の明細書」の添付が医療費控除の適用を受ける要件となり、領収書の提出は不要となっています。明細書の添付に代えて従来通りの領収書の添付によることもできるとされた経過措置が終了した昨年から領収書袋は廃止されました。



3 上級編

Q12 夫の死亡後、夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金(未支給年金)を請求して国民年金を受け取りましたが相続税の申告をすれば良いですか?

A12 死亡したときに支給されていなかった年金を遺族が請求し支給を受けた場合は、その遺族の一時所得となり、相続税は課税されません。

Q13 宝くじの当せん金は非課税と聞きました。 外国で購入した宝くじも同様の取扱いでしょうか?

A13 国内で発行されている宝くじの当せん金は非課税となります。しかし、外国で購入した宝くじは原則として一時所得となります。なお、国内での海外宝くじの取引は違法となります。インターネットを通じて購入することもできません。

Q14 海外の取引事業者とFX取引しましたが、申告分離課税の適用を受けられますか?

A14 海外の取引事業者は金融商品取引法に規定する店頭取引に該当しませんので、総合課税の雑所得として申告しなければなりません。

Q15 自分が社長を務める会社から貸付利息を受け取っていますが、年間20万円以下なので申告しなくても良いですか?

A15 所令262の2の規定により、同族会社の役員や役員の親族等が、その同族会社から貸付金の利子、不動産賃料などを受け取った場合は、たとえ20万円以下でも申告が必要です。

Q16 セーフティ共済の掛け金を必要経費に算入する場合は、明細書の添付が必要ですか?

A16 「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」を確定申告書に添付する必要があります。年分を問わず、これから提出する確定申告書(期限後申告を含む)に添付が必要です。